

# 青森県報

号外第六十二号

平成二十六年  
七月三十一日  
(木曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示…………… (事務局) …… 一
- 北津軽郡の区域における直接請求のための署名を求めることができない期間の告示…………… (同) …… 一

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第五号の規定により、青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定により告示する。

平成二十六年七月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙が行われることに伴い、この告示の翌日から青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙の期日までの間、北津軽郡の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

平成二十六年七月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭